

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

麻しんの国内伝播事例の増加に伴う注意喚起について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省の標記事務連絡に関し、このたび日本医師会より通知がありましたので情報提供いたします。

本年4月27日、海外渡航歴のある茨城県内居住者が麻しんと診断され、周囲へ感染させる可能性がある時期に県外への公共交通機関を利用した移動や不特定多数の人が集まる施設の利用歴が判明しています。また、当該患者と同じ交通機関を利用した者を中心に東京都において麻しん患者の発生が5月12日時点で2例報告されているところです。

今般の事務連絡は、上記現状を踏まえ、下記の協力（対応）を依頼するものです。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

●医療機関における対応の概要

○発熱や発しんを呈する患者を診察した際は、麻しんの可能性を念頭に置き、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻しんの罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻しんを意識した診療を行う。

○麻しんを疑った場合には、特定感染症予防指針に基づき、臨床診断をした時点で、まず臨床診断例として24時間以内に最寄りの保健所に届出を行う。

○診断においては、血清IgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、地方衛生研究所等でのウイルス学的検査（※）の実施のため、保健所の求めに応じて検体を提出する。

（※）血清IgM抗体は、他の疾患でも交差的に陽性となることがあることから、必ずウイルス遺伝子検査を実施する必要がある。また、麻しんの疫学調査において、ウイルスのゲノム配列は極めて重要であることから、保健所は、診断医療機関に対し、検体の提出を求めることがある。

○医療従事者の麻しん含有ワクチン接種歴（2回以上の接種）を確認していることが望ましい。

○海外渡航予定のある者を診察する場合、2点について広く周知する。

1 海外渡航前の注意事項

- ・ウェブサイト等を参考に、渡航先の麻しんの流行状況を確認する。
- ・母子保健手帳などを確認し、過去の麻しんに対する予防接種歴、り患歴を確認する。
- ・過去2回接種した記録がない場合は、渡航前に予防接種を受けることを検討する。
- ・麻しんのり患歴やワクチン接種歴が不明な場合は、抗体検査を受けることを検討する。

2 麻しんの流行がみられる地域に渡航後の注意事項

- ・渡航後、帰国後2週間程度は麻しん発症の可能性も考慮して健康状態に注意する。
- ・発熱や咳、鼻水、目の充血、全身の発しん等の症状が見られた場合は、医療機関に受診する。

また受診時には、医療機関に麻しんの可能性について伝達する。

- ・医療機関に受診する際には、医療機関の指示に従うとともに、可能な限り公共交通機関を用いることなく受診する。

【参考】

日本医師会メンバーズルームから別添文書の閲覧が可能です。

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunshyo/data3/kenko2/2023ken2_357.pdf

※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角）